

## 第2部 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の背景・目的

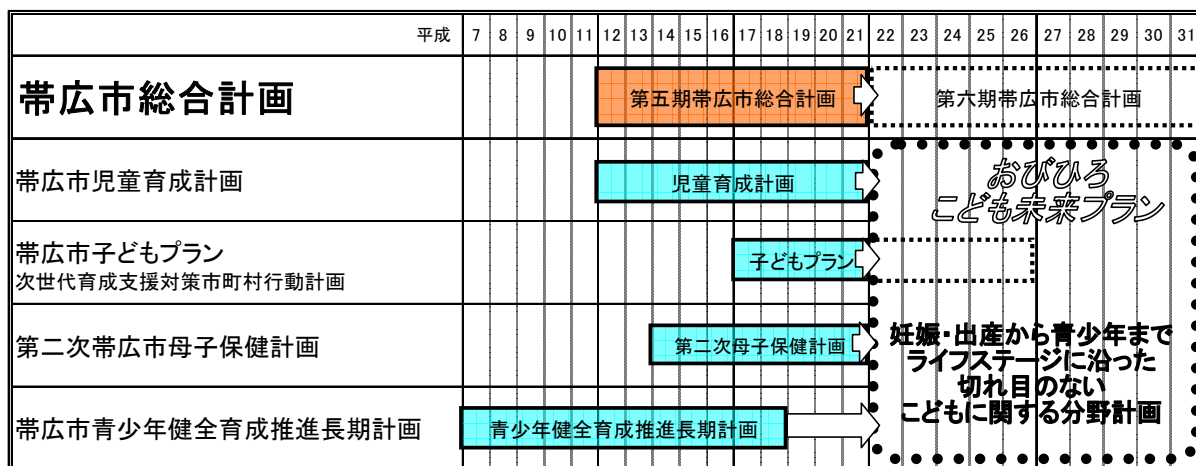
急速な少子化の進行は、我が国の人口減少のみならず、人口構造を変化させるものであり、社会経済にも多大な影響を与えるとともに、少子化に伴い同年代の仲間と切磋琢磨して健やかに育つ環境も失われるなど、子どもを取り巻く社会環境にも、影響を与えています。

また、高度情報化や核家族化、地域における連帯意識の希薄化がすすみ、さらに、雇用形態の多様化や女性の雇用ニーズの増加、子育てに対する負担感の増大などから、家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることが難しくなってきていると懸念されています。

本市では、これまでも「帯広市児童育成計画」をはじめ、次世代育成支援対策推進法による前期行動計画としての「帯広市子どもプラン」、「第二次帯広市母子保健計画」、「帯広市青少年健全育成推進長期計画」に基づき、子育て環境の整備や青少年の健全育成に取り組んできました。

今後も次代の社会を担う子どもと子育て家庭に対し、子どものライフステージに沿ったきめ細やかな諸施策を総合的・効果的にすすめ、子どもたちが健やかに育つことのできる地域社会や安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに地域社会全体で取り組むため、これまでの計画を統合し、本計画を策定するものです。

#### おびひろ子ども未来プランと旧計画の統合イメージ



### 2. 計画の位置づけ

- (1) 第六期帯広市総合計画の分野計画とします。
- (2) 次世代育成支援対策推進法による後期市町村行動計画としての役割を持つものとします。

### 3. 基本理念

#### 「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」

次代の社会を担う子どもたちが、それぞれの個性を輝かせながら、心豊かにのびのびと成長し、未来に向かって夢と希望にあふれ、帯広という豊かな環境の中で、様々な体験を通して自然や命の大切さに触れるとともに、他を思いやる心と社会性や規範意識などを自ら育てることができるよう、「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」を基本理念とし、安心して子どもを生き育てられる環境づくりをすすめます。

帯広には、きびしい自然の中で、助けあい、支えあい、励ましあいながら開拓をすすめてきた歴史があります。

それぞれの地域で、この助けあう、支えあう、励ましあう気持ちを活かし、多くの人たちが関わり合い、安心して子どもを生き、楽しく子育てをすることができる環境とすることが望まれます。

このような環境で育った子どもたちの心には、ふるさとへの愛着が芽生え、助けあう、支えあう、励ましあう気持ちも未来に引き継がれることになると思います。

### 4. 計画策定の基本的な視点

おびひろこども未来プランの策定の基本的な視点を次のとおりとしますが、諸施策を展開するにあたって、すべての原点にある考え方を「子どもの権利の尊重」とします。

子育て支援や青少年の健全育成といった取組みでは、本来、第一に考えられなければならない子どもの権利よりも、大人の都合が優先される懸念があることから、本市で生まれ育つ子どもとその家庭への支援は、子どもにとってどのような影響を与えるのかという点を常に配慮しながら取り組むこととします。

また、子育ては、本来、男女が協力して行うことが望ましいとの考えに基づいた取組みをすすめます。

#### (1) 親子が共に成長するという視点

子どもを生き育てる喜びは、親として我が子を生き育てることで得られるものです。

親子が人間として共に成長しあう、共に喜びあう、共に暮らし豊かさを感じあう、そして未来への希望など、かけがえのない価値を実感しつつ楽しく生活ができるよう、様々な取組みをすすめます。

## **(2) 次代の人づくりという視点**

子どもは、次代の社会を担うとともに次代の親となる大切な存在です。

地域社会において、様々な体験やコミュニケーションなどを積み重ね、豊かな人間性を形成し、主体的、自主的に社会参加ができ、社会の一員として深い人間的なつながりがもてるよう、長期的な視野に立ち子どもたちの健全育成のための取組みをすすめます。

## **(3) 社会全体で支えるという視点**

子どもが生まれ、健やかに成長することは、保護者が第一義的に責任を有するという基本認識の下、市民や企業、行政が協力し合い、社会全体で取り組むべき課題です。

そのためには、これまでの慣習や社会制度のしくみを改善するよう努めるとともに、今日の多様な生活様式に応じた各種施策をすすめます。

## **5. 対象とする子どもの年齢**

子どもとはおおむね 18 歳までですが、事業の内容によってはおおむね 30 歳までの青少年を含めることとし、年齢にとらわれない柔軟な対応とします。

## **6. 計画期間**

平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。

ただし、次世代育成支援対策推進法による後期市町村行動計画に位置づける部分については、平成 22 年度から平成 26 年度までとし、平成 27 年度以降に向けては、国などの動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、当該部分を含めた計画全般について点検し、必要に応じて見直しを行います。

## **7. 施策体系**

アンケート調査や関係団体との意見交換、市民懇談会や帯広市健康生活支援審議会児童育成部会・帯広市青少年問題協議会幹事合同会議での意見・要望を踏まえ、子どもの成長過程を意識しながら、基本理念「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」のもと、5つの基本目標と 21 の基本施策、49 の主な施策の展開方向を設定し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりをすすめます。

子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ

